

民放連・緊急人権アクション

1. 目的

フジテレビの女性アナウンサーが業務の延長上の会合で「性暴力」による重大な人権侵害を受けた事案が発覚し、同社の対応が不十分であったことが明らかになった。この問題を契機に、民間放送全体の人権意識やコンプライアンスを疑問視する声が、視聴者・リスナーやステークホルダーの間で高まっている。

民放連は2025年度第1回理事会において、民間放送への信頼を回復するために、人権を尊重しコンプライアンスを徹底することを決議した。この決議を踏まえて、今後1年の間に、以下の取り組みを緊急かつ自主的に進める。

2. 具体的取り組み

(1) 人権尊重・コンプライアンス等特別委員会の設置

会長を委員長とし、副会長および専務理事を委員として「人権尊重・コンプライアンス等特別委員会」(以下、特別委員会)を設置する。特別委員会は来年6月の定時総会までを期限として、この取り組みを強力に推進する。

本特別委員会の下部機構として、特別委員会委員社のコンプライアンス担当役員などで構成する「人権尊重・コンプライアンス等特別部会」(部会長:新堀仁子・テレビ朝日取締役、以下、特別部会)を置き、外部専門家の助言を得て、実務的な検討と事業の推進を行う。

(2) ジェンダー平等推進プロジェクト(仮称)の設置

フジテレビ事案をめぐって、民放業界におけるジェンダーバイアス、ジェンダーギャップが背景にあると指摘されている。特別委員会の下部機構として、「ジェンダー平等推進プロジェクト」(仮称、座長:檜原麻希・副会長、ニッポン放送社長)を、6月中をめどに設置する。

同プロジェクトは、民放業界における男性優位の構造を改革するための提言を行うことを目的とする。本プロジェクトの委員構成は、ジェンダーバランスに配慮するとともに、テレビキー局や準キー局だけでなく、ローカル局、ラジオ局からの参加を得て、多様性を重視したものとし、外部専門家の助言を得て提言をとりまとめる。

(3) フジテレビ同様事案に関する社内調査の実施と公表を会員全社に要請

会員全社に対して、フジテレビ同様事案に関する社内調査を実施し、自主的に公表することを4月21日付で文書により要請した。各社が自主的に公表した内容を、民放連で集約して公表する(5月16日に第1次集約を公表、6月上旬に第2次集約を公表予定)。

(4) 「民間放送におけるビジネスと人権対応ガイドブック」(以下、人権対応ガイドブック)の作成と会員全社での共有・活用

「人権対応ガイドブック」は、会員社が、自社ならびにグループ会社や関連会社(契約相手企業等)において人権対応の取り組みを進める際の手引きとして、▽「ビジネスと人権」に関する全体像、▽人権方針の策定、▽人権デューディリジェンス(人権DD)の実施、▽人権侵害があった場合の救済――などの具体的なプロセスなどを取りまとめたもの。総務委員会で作成を進めており、6月13日の理事会で決定する予定。会員社のコンプライアンス担当を対象とした人権対応ガイドブックの説明会を7月末までに開催し、共有、活用する。

(5) 民放業界全体としての人権救済メカニズムの検討

特別委員会および特別部会において、民放業界全体の人権救済メカニズムのレビューを行う。ローカル局への支援を念頭に、業界全体での人権救済メカニズムの構築・向上策を検討し、可及的速やかに結論を得る。

(6) 経営トップを対象とした人権に関する講演会を実施

経営トップを対象にした人権に関する講演会を連続して実施する。その第1回として、「人権対応ガイドブック」(仮称)の作成にあたって助言をいただいた、ビジネスと人権に関する専門家の小磯優子氏(OURS小磯社会保険労務士法人 代表社員 特定社会保険労務士)の講演会を6月13日に開催する。今後、人権をテーマにして外部専門家(例えば、BPO関係者を想定)による講演会を開催する。

(7) その他

今後、特別委員会および特別部会で具体的な検討を行い、適切な施策があれば追加して進めていく。

3. 取り組みの公表

本アクションの成果や活動は、記者会見や民放連ウェブサイトで逐次公表していくとともに、民放連のウェブマガジン「民放online」などで紹介していく。

以 上